

## 議会運営委員会記録

1 日 時 令和7年9月19日（金曜日）

開 会 午後 2時00分

閉 会 午後 2時15分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長	鋪田博紀
副委員長	江西照康
委員	柏佳枝
"	織田伸一
"	久保大憲
"	松井邦人
"	金谷幸則
"	舎川智也
"	高田真里
"	東篤

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議員	金山茜
"	野上明人
"	福田敏彦
"	金井毅俊
"	大島満
"	市田龍一

議 員 尾 上 一 彦  
// 村 上 和 久  
// 赤 星 ゆかり

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	中 村 敏 之
事務局次長	本 郷 由 佳
参事（庶務課長）	澤 野 重 雄
議事調査課長	鳥 取 則 子
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課副主幹（調査係長）	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	江 部 なな恵

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。まず、委員会記録の署名委員に久保委員、舎川委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、協議事項の1番目、各会派で御検討をいたしたことになっておりました、意見書・決議についてであります。

それでは、各会派で御検討いただきました結果を順次、お聞かせください。

東委員 協議に入る前に、立憲民主党から提出した意見書について説明させていただきたいと思います。

当初提出した3件のうち2件について、他会派の皆さんから文章を整理して修正してはどうかという御意見を頂戴しまして、内容を少し変えましたので、その件についてお話しさせていただきます。

初めに、「介護・障がい福祉サービス等報酬の引き上げ等を求める意見書」ですが、上段の文章に関しては変更ございません。記以下の事項について、項目1は当初提出したものに「2006年4月」及び「期中改定」という文言がありましたが、これらを削除いたしました。項目2には「月額1万円以上」という金額が書かれておりましたが、この具体的な金額を削除いたしました。項目4は項目1と同様に「2026年4月の期中改定」という部分を削除して、期限を明確にしない表現に変更させていただきました。

続いて、2件目の意見書について、当初は「食料確保・農地維持支払制度の創設を求める意見書」というタイトルで提出していましたが、こちらも他会派の皆さんから意見をもらいました、文中にありました「新たな交付金（農地維持支払）を交付」という部分を削除した関係で「安定的な食料確保を求める意見書」というタイトルに変えました。文章については、4段落目の文章を若干整理させていただきました。

した。1点目に「新たな交付金（農地維持支払）を交付」という部分を削除しました。2点目として「そして万が一、米価が生産コストを割り込んだ場合には、主食用米直接支払（米のトリガー）を行うことを柱とした、「食料確保・農地維持支払制度」の創設を強く求める」という部分を削除して、書き直して出させていただいたものでございます。

委員長 それでは、今ほどの修正を反映させた意見書（案）が既に皆様方の御手元に配付されていると思いますので、それらを踏まえて、各会派からの御意見を伺いたいと思います。

まず、1番目の「介護・障がい福祉サービス等報酬の引き上げ等を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 現場の気持ちはすごく分かるのですけれども、国民皆保険制度を維持していく上では、医療・介護全体で考えていかなければいけない問題だと思っています。

また、国では令和6年度においても一定の措置を講じられ、介護分野では処遇改善、生産性向上のために全体で1,100億円余り、さらに重点支援地方交付金の積み増し等も行っているところです。現状、我が会派としては持続可能な社会保障制度全体を構築することを考えていきたいと思っているところなので、調査・研究とさせていただきます。

久保委員 私たちの会派で意見書についての意見を取りまとめるに当たって、まずは市内の実情と合致しているのかどうか、市当局の見解は期間が短くてもある程度確認することができるのでですが、方法論まで入ってくると、本来その方法論は国会で議論されるべきであることに加え、事業費がいかほどになるのか、その財源が確保できるのか、また既存事業との整合性などといったところまで精査しないと、果たしてこの方法が最もふさわしいのかどうか断定できないところがあります。1番から5番までの個別具体的の方

策について削除していただけるのであれば賛同できますが、この意見書については調査・研究とさせていただきたいと思います。

柏委員 今回修正案を出していただいたということで、公明党としては賛成です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。  
次に、2番目の「安定的な食料確保を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 こちらにつきましては文言修正等を行っていただきましたので、我が会派としては賛成です。

久保委員 願意も大変よく分かりますし、既存の制度の強化・拡充を求めていくという内容ですので、私どもとしても賛成いたします。

柏委員 公明党会派も修正案に賛成いたします。

委員長 全会一致で賛成でありますので、議運として議員提出議案とすることに決定いたしました。  
次に、3番目の「新規就農対策の強化・拡充を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 こちらにつきましては、5つの項目のうち1番から4番までは既に取り組んでいるものであります。  
また、5番について、現在は就農予定時に49歳以下の者が対象とされています。限られた財源の中で対象者を65歳以下まで緩和するということであれば、さらなる調査・研究が必要だと思っておりますので、調査・研究をお願いします。

久保委員 1番目の意見書と同様の理由で調査・研究です。

柏委員 公明党も調査・研究です。

- 委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。  
次に、4番目の「国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する陳情（意見書提出要請）」について、御意見をお聞かせください。
- 高田委員 反対いたします。
- 久保委員 調査・研究です。
- 柏委員 反対です。
- 東委員 反対です。
- 委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。  
それでは、ここまで協議内容について、事務局から確認させます。
- 議事調査課長 それでは、ただいまの協議結果について確認をいたします。  
全会一致の賛成となりましたのは、2番の1つです。  
また、全会一致の賛成とならなかったのは、1番、3番、4番でございます。  
次に、全会一致で賛成となったものにつきましては、議会運営委員会の委員の中で御提案いただいておりますので、提案者のお願いをいたします。  
2番の「安定的な食料確保を求める意見書」につきましては、議員提出議案第11号で、織田委員から提案をお願いいたします。  
以上でございます。
- 委員長 ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、全会一致とならなかった意見書のうち、所定の賛成者を集めて、改めて議員提出議案として提出される場合は、その案文を、来週9月22日（月曜日）の正午までに事務局に提出してください。

事務局には、同日中に各会派に一覧表を配付させたいと思います。

次に、協議事項の2番目、富山市議会傍聴規則の一部改正についてあります。

このことについては、去る9月16日の本委員会において、資料2のとおり改正素案をお示しし、各会派での協議をお願いしておりました。

それでは、改正素案について、委員の皆さんのお意見をお聞かせください。

松井委員

改正案では第7条第3号に「携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。」とあるのですが、私たちの会派で議論した結果、音を発しない状態にするだけでいいのではないかと。あえて電源を切るところまで求めなくてもいいのではないかと考えています。

それと、現行の第8条ただし書の「報道関係者及び学術研究を目的として撮影又は録音を行おうとする者で、」という部分について、このようなケースも議長の許可が必要なことには変わりないので、削除してもいいのではないかという結論になりました。そのほかに関しては、事務局から提案された内容で問題ないのではないかということになりました。

委員長

ほかに御意見はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ただいま、富山市議会自由民主党から、改正案の第7条第3号のうち「電源を切り、又は」の部分については削除してもいいのではないかという意見がございました。

また、現行の条文にある第8条の「報道関係者及び

学術研究を目的として撮影又は録音を行おうとする者で、」の部分は事務局から提示された改正案では削除されております。

ほかに意見はありませんでしたので、皆様方にお示しした改正案を基に、第7条第3号の一部を削除する形で修正するということで議長に報告してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。  
次に、協議事項の3番目、議員派遣の件についてであります。  
このことについては、お手元の資料3のとおりです。この件については、会議規則第111条第1項の規定により、議会の議決でこれを決定することとなっており、今定例会最終日、9月26日（金曜日）の本会議において、議長発議により議題とし、会議規則第37条第3項の規定により提案理由説明及び委員会への付託を省略したいと思いますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。  
ここで、先ほどの議員提出議案及び議員派遣の件における質疑及び討論の通告期限について確認しておきたいと思います。  
まず、質疑の通告期限については質疑が行われる日の前日、9月25日（木曜日）の正午まで、また、討論の通告期限については9月24日（水曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が9月25日（木曜日）の正午までとなりますので、御承知おきください。  
次に、協議事項の4番目、本会議の進め方についてであります。  
議員提出議案及び議員派遣の件を踏まえて、最終日の本会議の進め方について、お手元の資料4に沿っ

て、事務局より説明させます。

議事調査課長 〔資料4により説明〕

委員長 それでは、最終日、9月26日の本会議の進め方につきましては、今ほど説明のありましたとおり進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。  
以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。  
これをもって、議会運営委員会を閉会いたします。

令和 7 年 9 月 定例会  
(令和 7 年 9 月 19 日)  
議会運営委員会 記録署名

委 員 長 鋸 田 博 紀

署名委員 久 保 大 憲

署名委員 舎 川 智 也